記

命令の要旨

　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。

名称及び主たる事務所の所在地

　・光協同組合

　　兵庫県たつの市揖保町門前367番地の１

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、兵庫県を被告として（訴訟において兵庫県を代表する者は兵庫県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

解散命令公告

兵庫県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けており又はその所在が知れず、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和７年４月28日

兵庫県知事　齋藤　元彦